開催状況 開催年月日 令和2年9月23日(水) 問 者 日本共産党 質 答 者 弁

宮川 議員

事 鈴木 直道

容

保健福祉部長 三瓶 徹

質 間 容 答 弁 内

三 新型コロナウイルス感染症対策について

(一) 道の新型コロナウイルス感染症対応検証につ いて

休校について

国に先んじて一斉休校を要請したことについてで すが、感染対策としてどういう効果があったのか、 客観的根拠とともに明らかにしてください。休校の 聞くべきではなかったではありませんか。

全道一律の休校・休業要請について影響は甚大で した。休業要請について5月16日から段階的に解 除しましたが、そもそも他県の何倍もの面積を有す る本道においては、最初から一律の措置を求めるこ と自体が、不適切だったのではありませんか。見解 を伺います。

4 保健所・医療等の体制について (1)保健所の体制について

1997年に、45ヵ所から26ヵ所に減らされ ています。医師・保健師の人的体制を含め弱体化さ せてきたことは、感染症対策を弱めてきたことにな るのではありませんか。

今後、充実強化へと転じるべきではありませんか、 伺います。

【保健福祉部長】

新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、学 校の一斉休業についてでございますが、政府の専門 会議の分析・提言では、学校の一斉休業については、 影響について、児童・生徒や保護者の意見を十分に | 北海道において、他の取組と相まって、全体として -定の効果が現れていると考えられるが、学校の-斉休業だけを取り出し、「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難とされたほか、先 日実施した市町村等に対するアンケートや有識者会 議におきましては、休業要請の判断については、概 ね妥当とされる一方、決定のプロセスや情報伝達、 影響への対応などの改善点について指摘されたとこ ろでございます。

> 今後、仮に、臨時休業が長期化する場合におきま しても、道教委と連携し、定期的な家庭訪問や電話 相談、スクールカウンセラーの活用などの取組を通 じまして、一人ひとりの声や思いに丁寧に対応して いくとともに、検証の中間とりまとめに掲げた取組 を着実に推進し、児童生徒や保護者に寄り添った対 応に努めてまいります。

【保健福祉部長】

道では、平成9年の地域保健法の全面施行に伴い まして、住民に身近で頻度の高い保健サービスは市 町村が、専門的、広域的対応が必要なものは都道府 県が担うという法の趣旨を踏まえまして、平成10 年に道立保健所を45ヶ所から26ヶ所に再編した ところでございます。

感染症対策におきましては、感染拡大の防止はも とより、道民の皆様方の不安解消を図る上でも、各 保健所の体制の充実に取り組むことが重要でありま すことから、今年度より、9カ所の保健所におきま して、健康危機管理を担当する保健師を専任化した ほか、今般の新型コロナウイルス感染症対策におけ る即応体制の構築の中で、本庁や振興局からの職員派 遣による応援体制の整備や、患者搬送車等の増車によ る機動性の確保、一部業務の外部委託に加えまして、 保健所機能を補完・支援する本庁の強化として、対策 本部指揮室を設置するなどして、重層的に、その体制 強化を図っているところございまして、今後とも、 地域の感染症危機管理拠点としての保健所の機能の 充実に取り組んでまいります。

再一(1)

PCR等の検査の手配をやったのは保健所です。 その保健所が19カ所も減っております。

また、保健所と衛生研究所の職員数は、2005 年度から今年までの15年間で、1,364人から 1,134人へと230人も減らしています。

2010年の政府の『新型インフルエンザ対策総 括会議報告書』は、「保健所や地方衛生研究所など の人員体制の大幅な強化をもとめる」と提言してい ますが、本道では、「人員体制の大幅な強化」をし

【知事】

道ではこれまで、その時々の社会情勢の変化に伴 い、保健医療福祉行政に求められる役割に迅速かつ 的確に対応しうる体制を整備するため、限られた人 員や財源を有効に活用しながら、効果的かつ効率的 な組織体制の構築を図るなかで、保健所の機能や組 織体制についても、不断にその見直しを進めてきて いるところであります。

道としては今後とも、道民の皆様の生命と健康を 守るため、社会情勢の変化はもとより新型コロナウ 質 問 内 容

てこなかったのではありませんか。

その責任の所在について、明確にお答え願います。

再々一(1)

国の「新型インフルエンザ総括の報告書」では保 健所の「人員体制の強化」と書かれていることについ、保健所の機能や組織体制についても、不断にそいて質問しました。急場しのぎの業務委託等で十分の見直しを進めてきているところであり、今後とも、感染症対策が進むはずはありません。 道民の皆様の生命と健康を守るため、新型コロナウ

これまで保健所の数も人員も削減されてきたことは、国が「行財政改革」、リストラ路線を進めるという流れの中でと考えています。知事の認識はいかがですか。伺います。

(2)医療の体制について

医療機関においては、地方を含め、病床、医師、 看護師等を確保することが感染症対策上、重要であ り、病床削減を進める地域医療構想は問題ではあり ませんか、伺います。

再一(2)

感染症対策では、公立・公的病院が重要な役割を担っていることが改めて明らかとなりました。公立・公的病院の役割を再評価する必要があるのではないですか。地域医療構想では、感染症対策を含めて検討する必要があると考えますが、いかがですか。

(二) 今後のコロナ対応等について 3 PCR検査体制強化について

クラスターに対し幅広く検査をするとしていますが不十分です。感染震源地を特定し、その地域の住民、事業所に勤務する従業者を網羅的にPCR検査すべきですが、いかがですか。

医療機関、介護・福祉施設、幼稚園・保育所・学校の職員等については、定期的な検査が必要だと考えますが、いかがですか。

2,620件の検査体制を目指すとされていますが、想定以上の感染拡大もみすえ、体制強化を図るお考えはあるのか、併せて伺います。

4 医療機関への更なる支援について

北海道医療労働組合連合会などの調査によると、道内の619医療機関の約6割がコロナの影響で6月外来収入が前年比減となったことが判明しました。 国の支援を要請するとともに、道としての医療機関への減収補填・経営支援を行うべきではありませんか、知事の見解を伺います。

イルス感染症に代表されるような喫緊の課題にも、 迅速かつ的確に対応することができるよう地域保健 の拠点としての保健所機能の充実に、鋭意取り組ん でまいる考えであります。

容

弁

【知事】

道では、これまでその時々の社会情勢の変化に伴い、保健所の機能や組織体制についても、不断にその見直しを進めてきているところであり、今後とも、道民の皆様の生命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染症のような喫緊の課題等にも、迅速かつ的確に対応することが重要と認識をしていることから、引き続き、地域保健の拠点としての保健所機能の充実に取り組んでまいる考えであります。

【知事】

地域医療構想についてでありますが、地域医療構想は、人口構造や医療ニーズの変化を見据え、持続可能で効率的な医療提供体制の構築を目指すものであり、圏域ごとに設置する地域医療構想調整会議において、急性期機能の集約化や病院の再編などの「重点課題」を設定し、議論を進めているところであります。

こうした中、国では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について議論を開始しており、道としては、国における議論等を注視しつつ、今後も地域の実情を十分に勘案しながら、圏域全体で必要な医療を確保するという視点に立って、地域医療構想の実現に向け取り組んでまいります。

【知事】

地域医療構想についてでありますが、公立・公的 医療機関は、今回の新型コロナウイルス感染症の発 生に際し、各地で感染症患者に対応していただいて おり、重要な役割を果たしていると考えております。

道では、再検証の対象医療機関に関わらず、地域において具体的な議論を進めてきたところであり、今後とも国の議論を注視しつつ、感染症対策を含め、地域の実情を十分に勘案し、地域医療構想の実現に向け取り組んでまいります。

【保健福祉部長】

道では、医療機関や高齢者施設等において、集団 感染が疑われるような事案が発生した場合には、検 査対象を広げ、PCR検査を実施してきたところで ございますが、今般、国から検査の対象拡大に向け た方針が示されたところでございます。

道といたしましては、重症化のリスクの高い方が 多い医療機関や高齢者施設等は、積極的な検査が必 要と考えてございまして、今後、関係団体や保健所 設置市と協議を進め、その対象範囲を見直すととも に、医療機関等へ働きかけなどを行い、PCR検査 等の体制強化を図ってまいります。

【知事】

医療機関への支援についてでありますが、新型コロナウイルス感染症への感染の懸念等により、医療機関の受診を控える傾向がみられることから、現在、国では、新聞、インターネットによる政府広報やホームページなどにより、必要な受診を呼びかけるとともに、道でも、市町村と連携して受診の促進に努

質	問	内	容	答	弁	内	容
患者と接す対象となって 師などからす どのような職	をの支給についる での支給についる ではるの要なでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	「や介護士なっる一方、児」 されていま 【労金の支給	童福祉や薬剤 すが、知事は	療医後め向な 【に々触求心す」とてなだ施ま機療、るを対 保次おにをめ身る道ない負い設まといる地と把応 健にい対伴らに事とっる担て等でで整支医い、計 雑労、そー中が実しごとスま員で整支医い、計 部労、そー中が実しごとスま員	備援療る医し 長金医のビ、か施まざ同トすに労やを提こ療で 】の療業ス設かししい様レ「つ金内施体か関い 給事はあ等ていはせ、を育ま給感し制らのり に者重りでいる、ん感抱士し付染てを、更ま つや症、∮ると現が染え」です	支防お維道なす い介化継載ここ在、リなをも援止り持とる。 て護リ続感とろ、医スがは、交対ま・し支 で・スし染かで国療クらじ国付策す確て援 ご障クて染らごのやの、めの金のが保もに ざ害の提り、さ支介あ業と責	給対象の職種 護に従事され る中で、多大 務に従事いた する児童福祉